

計 画 書

鹿児島都市計画道路の変更(鹿児島市決定)

都市計画道路中3・4・16号 高麗通線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・4・16	高麗通線	鹿児島市平之町	鹿児島市宇宿七丁目	鹿児島市高麗町	約6,040m	地表式	2車線	16m	JR指宿枕崎線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差12箇所		
	車線の数の内訳		4車線			約3,010m	/					
			2車線			約3,030m						
	構造形式の内訳		鹿児島市平之町	鹿児島市郡元二丁目	鹿児島市高麗町	約3,010m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差9箇所		
鹿児島市郡元二丁目			鹿児島市宇宿七丁目	鹿児島市紫原六丁目	約3,030m	地表式	2車線	16m	JR指宿枕崎線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所			

理 由

3・4・16号高麗通線については、昭和21年に都市計画決定し、その後数度の変更を経て平成14年に延長6,040mにて都市計画決定し、整備を図っている。また、「鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市活動を支える都市の骨格となる幹線道路網の整備として、3・4・16号高麗通線を都市幹線道路と位置づけている。

今回、歩行経路の利便性を向上するため耕地橋付近の歩道橋のループ形状を一部見直し、急勾配箇所にはスロープを新たに設置することとし、また、紫原一丁目の市営住宅付近においては、設置予定のバス停へ通じる階段を新たに設置することとした。加えて、橋梁の詳細設計において、2号橋梁(仮称)の橋台及び橋脚の形状を一部見直すこととした。

これらのことから、本案のとおり一部区域を変更し、その整備を図ろうとするものである。